



平成 27 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社リビングギャラリー
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 幸成
(銘 柄 コー ド : 8930)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 専務取締役 村田 清貴
電 話 025-246-0609

会計監査人選任の件およびストック・オプション（新株予約権）発行のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年11月27日開催予定の第25期定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会計監査人の選任について

当社の会計監査人でありました高志監査法人が平成27年4月23日をもって退任したことに伴い、当社監査役は同年4月23日付で優成監査法人を一時会計監査人として選任し、現在に至っております。

つきましては、第25期定時株主総会終結の時をもって一時会計監査人が任期満了により退任いたしますので、あらためて当社の会計監査人として同監査法人の選任をお願いするものであります。

2. スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

I. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

II. 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、従業員

III. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,500株を総株数の上限とする。

なお、新株予約権を発行する日以降当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込価額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)のグリーンシートにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。(ただし、当該期間中に取引が成立していない場合は、取引が成立した最近日の属する月の平均値とする。)ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」「新株式発行前の時価」をそれぞれ「処分する自己株式数」「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成29年11月28日から平成34年11月27日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役、従業員の場合には、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

② その他の条件については、新株予約権発行の本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当を受けた者が、前記(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(9) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

IV. 取締役に対して割当てする新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、平成16年5月21日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内と決議され現在に至っておりますが、当該報酬枠とは別に、ストック・オプションによる報酬として、当社取締役に対して1,145個を上限に上記第3項に記載の内容による本新株予約権を交付することとし、各取締役に対する個別の交付数については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数等の要素を総合的に考慮したうえ当社取締役会において決定したいと存じます。

V. 報酬としての相当性

当社の取締役に対し、本新株予約権を付与することについては、役務の対価としてのストック・オプション目的で付与するものであり、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであることから、取締役の報酬等として、いずれも相当であると存じます。

以 上